



委託者である XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と受託者である \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、業務を委託するにあたり、以下のとおり契約を締結する。

## 第1条 (目的)

本契約は、甲が乙へ【基本条項】「委託業務」欄記載の業務 (以下、「本業務」という。) を委託するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (個別契約の成立)

個別契約は、甲から次に定める業務内容等を記載した個別契約書 (注文書又は発注書等、納品書の形式を問わず、電子メール等の電磁的方法を含む。以下同じ。) を乙に交付することにより申し込み、乙が甲に対し承諾の意思表示をすることにより成立する。なお、乙が当該個別契約書を受領後、5日以内に書面 (電子メール等の電磁的方法を含む。以下同じ。) により何らの異議を申し述べない場合には、乙は当該個別契約書による申込みの内容を承諾したものとみなす。

- ① 業務内容
- ② 業務委託料・費用
- ③ 支払期日
- ④ 支払方法
- ⑤ その他当該個別契約の遂行に必要な事項

2. 本契約の終了時点において効力を有する個別契約が存在する場合は、本契約は当該個別契約に係る範囲において、なお効力を有し、乙は本契約及び個別契約の内容に従って業務を遂行する。
3. 緊急の場合、第1項の手続によらず、口頭による甲の申込みと乙の承諾をもって個別契約が成立したものとみなすことができる。ただし、事後速やかに書面にて個別契約を締結する。
4. 本契約は、前項に基づき成立する個別契約に共通して適用される。
5. 個別契約の内容が本契約の内容と異なる場合には、当該内容に限り、個別契約の内容が優先的に適用される。

## 第3条 (委託料)

甲は、【基本条項】「委託料」欄記載の金額 (以下、「委託料」という。) を【基本条項】「支払期日」欄記載の期日 (以下、「支払期日」という。) までに【基本条項】「振込口座」欄記載の銀行口座に支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日と重複している場合は、翌営業日に支払うこととする。

2. 代金の額又は支払方法の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議の上で改定することができる。
3. 振込手数料は甲の負担とする。
4. 甲は、債務の弁済を怠った場合、弁済すべき金額に対し年率14.6% (1年を365日とする日割り計算による) の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

## 第4条 (業務の遂行)

乙は、本業務の履行に従事する乙の従業員等の教育指導に万全を期し、秩序、規律及び風紀の維持に責任を負い、秩序ある委託業務処理に努め、甲に迷惑をかけてはならない。

2. 乙は、本業務の遂行に際し、【基本条項】「委託業務」欄に記載のない業務が必要であると判断した場合には、その

旨を甲に報告し、それらの事項についての依頼の有無、依頼する場合の条件等について、両者協議の上、決定する。

#### 第5条（乙の報告義務）

乙は、次の各号のいずれか一つに該当する場合、甲に対し、報告しなければならない。

- ① 業務の処理状況について甲から問い合わせがあった場合
- ② 乙の事情又は不可抗力により本業務を履行できない又はできなくなる恐れが発生した場合
- ③ 本業務の履行中にトラブルが発生した場合

#### 第6条（納品）

乙は、本業務を完了した場合、確認依頼通知を甲へ行い、甲はインターネット上で次条に定める検収を行う。

2. 次条に定める検収に合格することで納品が完了したとみなす。

#### 第7条（検収）

甲が乙から前項に定める確認依頼通知がなされた場合、相当期間内に、検収を完了させ、その結果を乙に対し書面又は電磁的方法により通知する。なお、甲による通知後14日以内に結果の通知がない場合は検収に合格したとみなす。

2. 前項による検収の結果、不合格となった場合は、乙は当該不合格の原因となる箇所を甲が指定する期間内に無償で修補し、再検査を受けなければならない。ただし、当該不適合の原因となる箇所が本契約又は個別契約の目的を達し得ないほど重大な場合には、甲は本契約及び個別契約の一部又は全部を解除することができる。

#### 第8条（契約不適合責任）

甲は、取引上通常期待される精度を欠く不適合を発見し、乙に対し通知した場合、当該不適合を知った日から1年以内に乙の故意又は過失の有無を問わず履行の追完及び代金の減額を請求することができる。

#### 第9条（引継ぎ業務）

乙は、甲が希望する場合、甲又は甲が指定する第三者に対して、本業務と同等の業務を行うために必要となる引き継ぎ業務を無償で行うものとする。

#### 第10条（所有権及び危険負担）

成果物の所有権は、甲による検収完了時に乙から甲に対し移転する。なお本成果物の滅失、毀損その他全ての危険負担についても同時に甲に移転する。

#### 第11条（産業財産権の帰属）

乙が本業務を遂行する過程で行った発明その他の産業財産又はノウハウ等にかかる産業財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の産業財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。以下総称して「産業財産権等」という。）については、その発生と同時に、甲に帰属及び乙から甲に移転する。

## 第12条（資料・情報等）

甲は、必要に応じ本業務に関する資料・マニュアル等（以下、「資料等」という）を乙に貸与する。

- 乙は、甲から貸与された資料がある場合、本業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- 乙は、甲から貸与された資料を善良なる管理者の注意をもって使用、保管及び管理する。
- 乙は、当該資料等が滅失又は毀損した場合、甲に対し、その状況を速やかに報告するものとし、甲からの指示がある場合にはこれに従った措置を講ずるものとする。なお、乙は、当該資料等の滅失又は毀損が甲の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、当該資料等を修補又は改修、若しくは代替品を提供し、又はこれによって甲が被った損害を賠償するとともに、甲の求めに応じて今後の予防策等を講じ、当該予防策等を甲に対して報告しなければならない。
- 貸与された資料が不要となった場合及び本契約が終了した場合並びに甲から返還の要請があった場合には、乙は貸与された資料（複製物も含む）を直ちに甲の指定する方法にて返還又は破棄しなければならない。なお、甲の定める期間内に返還し又は甲の指示に従う処置を行わない場合には、甲は、乙の事業所内に立ち入り、当該資料等の引取り又は破棄等を行うことができるものとする。
- 乙は、甲から貸与された資料等について第三者より差押えを受ける等、甲の権利が侵害され、又は侵害のおそれがあるときは、直ちに甲に通知し、甲による指示に従うとともに、第三者に対しては資料等の権利が甲に帰属することを合理的な範囲で主張及び証明しなければならない。

## 第13条（立入検査）

甲は、乙の本業務の遂行状況に問題があると判断した場合には、乙の事業所、作業場所、その他乙の管理する施設等に立ち入り、本業務の遂行状況を調査・確認することができる。

- 甲は、前項による調査の結果、改善点がある場合には、乙に対して改善を要求し、改善結果の報告を求めることができる。

## 第14条（不可抗力）

甲及び乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の社会的大変動、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線の事故、その他各当事者の責に帰することができない事由による本契約又は個別契約に規定する義務の全部又は一部の不履行については何ら責任を負わないものとする。

- 甲及び乙は、前項に該当する事由が発生した場合は、速やかに相手方へ通知しなければならない。

## 第15条（再委託の制限）

乙は事前に書面により甲の承諾を得た場合に限り、本契約及び個別契約の条項に基づく業務の全部又は一部を第三者に対し、再委託することができる。

- 甲は、再委託先に対して本契約及び個別契約の条項において乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 乙は、再委託先の業務について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

## 第16条（知的財産権等の侵害の禁止）

乙は、甲から提供された資料等、ノウハウ、商標権、肖像権、手法、アイデア等の営業上、技術上、財産上その他有益な情報及び秘密とされるべきものについて、甲に帰属していることを理解し、下記に該当する行為をしてはならない。

- ① 甲からの提供物の録画・録音・複製・転写・転載・改ざん・部分利用
  - ② 甲からの提供物の内容の一部又は全部をメディア（雑誌・書籍出版物・テレビ・ラジオ・ウェブサイト、SNS、ブログを含む）などで開示、公開、提供すること
  - ③ 甲からの提供物の内容についてメディアやその他から取材を受ける行為
  - ④ 甲からの提供物の内容をクローズなグループや講演活動、不特定又は多数人に開示、公開、提供すること
  - ⑤ その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為
2. 乙が前項に違反した場合、第18条に定める契約の解除を妨げない。

### 第17条（契約上の地位の移転等の禁止）

甲及び乙は、本契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡若しくは移転し又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。

### 第18条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 契約又は個別契約の条項に違反し、相当の期間を定め是正を勧告したにもかかわらず当該期間内に是正を行わないとき
  - ② 自ら振り出し、又は裏書した手形、小切手が1通でも不渡りになったとき
  - ③ 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき
  - ④ 破産、会社更生法の申立、民事再生手続きの申立をし、又はこれらの申立がなされたとき
  - ⑤ 解散、合併又は営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき
  - ⑥ 監督官庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
  - ⑦ 財政状態が悪化し、又はその恐れがある相当の事由があるとき
  - ⑧ 前各号に準じる事実が生じたとき
2. 前項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償するものとする。

### 第19条（期限の利益の喪失）

いずれかの当事者に、前条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該当事者は他の当事者に対する期限の利益を失うものとする。

### 第20条（損害賠償）

甲又は乙が、本契約又は個別契約の条項に違反し、相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は損害を被った相手方に対し、相手方が被った一切の損害（間接損害、逸失利益、弁護士費用及び予見可能性の有無を問わず特別の事情による損害を含む）について賠償する責任を負うものとする。

## 第21条（第三者との紛争）

甲及び乙は、本業務の履行に関連し第三者の権利を侵害し、当該第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決しなければならない。

2. 前項の紛争により当事者の一方に損害が生じた場合、相手方は弁護士費用を含め、当事者の一方に生じた一切の損害を賠償しなければならない。
3. 甲及び乙は、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがあることを知ったときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

## 第22条（反社会的勢力の排除）

甲又は乙は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、企業舎弟、右翼標榜団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（以下、「反社会的勢力」という。）と一切関連及び取引等がないことを相手方に対して表明及び保証する。

2. 本契約締結後、甲又は乙に関し、次の各号のいずれか一に該当するときは、甲又は乙は本契約及び甲乙間で締結したその他の契約の全部又は一部を無催告解除することが出来るものとする。
  - ① 本条第1項に規定された表明及び保証に虚偽があった場合
  - ② 反社会的勢力との関連性を相手方が認めた場合
  - ③ 甲又は乙又は甲又は乙の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、暴力的又は威迫的な行為、若しくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行った場合
3. 甲又は乙が前項の規定により本契約及び甲乙間で締結したその他の契約の全部又は一部を無催告解除した場合、帰責事由の存する当事者は、相手方が被った損害、費用及びその他一切の損失について、損害賠償請求することを妨げない。また、前項の規定により無催告解除した当事者は、相手方に本契約解除に伴う損害が発生しても、一切の損害賠償義務を負わない。

## 第23条（守秘義務）

甲及び乙は、形式（書面、口頭、電磁的記録及びその他のあらゆる媒体を含む。）の如何を問わず、本契約に関し、相手方から開示若しくは提供され（本契約締結前に開示若しくは提供されたものも含む。）又は自ら知り得た、相手方が所有又は管理する一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前の承諾なしには、第三者に開示又は漏洩せず、かつ、本業務の履行の目的以外に使用しない（以下において秘密情報を開示した当事者を「開示当事者」、秘密情報の開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）。

2. 前項に定める守秘義務は、以下の各号のいずれかに該当することを証明できるものについては適用しない。
  - ① 知り得た時点で受領当事者が、以前から開示当事者に対して守秘義務を負うことなく適法に保有していた場合
  - ② 知り得た時点で既に公知となっていた情報又は知り得た後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
  - ③ 受領当事者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
  - ④ 受領当事者が秘密情報を利用せず独自に開発した情報
3. 本条第1項の規定にかかわらず、受領当事者は法令に基づき開示が要求された場合には当該開示が要求される範囲の秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は直ちにその旨を開示当事者に法令で許容される範囲で通知し、開示当事者が行う当該開示要求に対する異議申し立て等の手続に対し協力を要請された場合は、必要な範囲でこれに応じるとともに、秘密情報の秘密性が保持されるよう相当な措置を講じるよう合理的な範囲で協力しなければならない。

ならない。

4. 本条第1項の規定にかかわらず、受領者は業務上知る必要があり、かつ、本契約を遵守することに同意した者に限って開示者の秘密情報を開示できるものとし、当該被開示者に対して本条と同一の義務を負わせるものとする。
5. 受領当事者が開示当事者の秘密情報に基づき独自の情報を作成した場合、受領当事者の秘密保持の範囲は当該秘密情報部分のみならず、独自の情報全体に及ぶ。
6. 受領当事者は、本目的の範囲内に限って秘密情報が記録された資料・印刷物等の文書及び見本・資材並びにそれらの複製物を、秘密情報が本契約の履行に不要になった場合、又は、本契約若しくは個別契約が満了、解除された場合には速やかに（遅くとも当該終了時又は開示当事者の請求時から1カ月以内に。以下本項において同様とする。）開示当事者に返還し、開示当事者が請求した場合には速やかに廃棄（電磁的記録の場合は消去することを含む。）し、当該廃棄を証する書面を開示当事者に提出する。
7. 開示当事者は、受領当事者の秘密情報の漏えい等のおそれがあると判断した場合には、乙の事業所、作業場所、その他乙の管理する施設等に立ち入り、本業務遂行状況、情報管理体制等を調査・確認することができるものとする。甲は、当該調査の結果改善点がある場合には、乙に対して改善を要求し、乙に改善結果の報告を求めることができるものとする。
8. 本契約及び個別契約に基づく秘密情報の開示又は知得は、開示当事者から受領当事者に対して秘密情報に存在する特許権、意匠権、実用新案権、商標権、著作権、営業秘密等（以下、「産業財産権等」という。）の権利を付与又は許諾するものではない。
9. 乙が本条に違反した場合、第15条に定める契約の解除を妨げない。

#### 第24条（守秘義務教育の実施）

本契約及び個別契約に基づき乙が本業務を遂行するにあたり、本業務に従事する従業員が甲の秘密情報に触れ得る立場にあることに鑑み、甲の秘密情報保護を目的とした適切な教育を本業務遂行以前に対象従業員に対し、施すものとする。

#### 第25条（個人情報の取扱い）

乙は、本契約を履行するにあたり、甲の保有する顧客の個人情報を取扱う場合には、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人のプライバシー保護を図るため、電気通信事業法、関係法令を遵守するものとする。

2. 乙は、本業務の遂行に際して受領した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第22条第1項に定義される個人情報をいう。）を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び本契約並びに個別契約の定めを遵守し、本業務の目的以外に、加工、利用、複製又は複製してはならず、これを取り扱ってはならないものとする。また、乙は、法令で定める場合を除き、第三者に対して個人情報を提供してはならないものとする。
3. 乙において、個人情報の漏えい・流出等の事故が発生した場合は、乙は甲に対し、直ちにその旨を報告した上で、漏えい等の原因を調査し、速やかに調査の結果を報告するものとする。なお、この場合、乙は再発防止措置を策定の上、甲に対し遅滞なくその内容を書面にて通知するものとする。
4. 乙は、甲からの求めに従い、個人情報の管理状況に関して監査を受け、又は報告を行う義務を負うものとする。この場合、甲は個人情報の管理状況について改善を求めることができるものとし、合理的な理由がない限り、乙はこれに従うものとする。

5. 本契約又は個別契約が終了し、又は本業務が完了した場合には、乙は、本業務の遂行に際して受領した個人情報を直ちに返却し、破棄し、又は消去する。なお、当該返却、破棄又は消去は、個人情報の漏えいが生じない方法により行うものとし、甲からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

#### 第26条（競業禁止等）

乙は、本契約及び個別契約の終了後3年間、自己又は第三者のために、甲の事業と同一又は類似する事業を行ってはならないものとする。ただし、事前に甲の口頭又は書面による承諾を得た場合を除く。

2. 乙は、甲の役員又は従業員（契約形態、名称を問わず、正社員、パートタイマー、契約社員、派遣社員その他社内で業務を行う者をいう。）を勧誘し、甲から引き抜き又は引き抜こうとする行為、退職を促す行為その他のこれに類する行為を行ってはならないものとする。

#### 第27条（協議）

本契約又は個別契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約又は個別契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

#### 第28条（違約金）

乙は、第16条（知的財産権等の侵害の禁止）、第23条（守秘義務）、第27条（競業禁止等）のいずれかに反する行為をした場合、【基本条項】「違約金」欄記載の金額を甲による請求時から1カ月以内に支払う。

#### 第29条（有効期間）

本契約の有効期間は、【基本条項】「契約期間」欄記載の期間とする。なお、【基本条項】「契約更新」欄に記載がある場合は、記載内容に従い、契約を更新する。

#### 第30条（存続条項）

本契約が終了し又は解除された場合においても、第16条（知的財産権等の侵害の禁止）、第18条（契約解除）、第21条（第三者との紛争）、第22条（反社会的勢力の排除）、第23条（守秘義務）、第25条（個人情報の取扱い）、第28条（協議）、第29条（違約金）、第31条（存続条項）、第32条（準拠法）、第33条（専属的合意管轄）について有効に存続するものとする。

#### 第31条（準拠法）

本契約及び個別契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

#### 第32条（専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約から生じた紛争について、【基本条項】「管轄裁判所」欄記載の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。



